

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当） (06-6208-9285)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	開発工事完了公告前の建築承認
概要	開発許可を受けた開発区域内の土地においては、原則、工事完了公告があるまでの間に、建築物の建築、特定工作物の建設はできませんが、やむを得ず建築物の建築、特定工作物の建設を行う場合には、市長の承認を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	都市計画法第37条 開発許可の手續に関する規則 https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html
審査基準	<p>開発許可を受けた開発区域内の土地においては、原則として、開発行為についての工事完了公告がなされるまで、建築物の建築、特定工作物の建設はできません。</p> <p>ただし、次のような工事の工程上、施行上やむを得ないものと認められるものについては、建築確認申請に先立ち、都市計画法第37条に基づく建築等承認申請をすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開発行為に関する造成工事と建築物の建築工事に関連し、これを切り離して施工することが不適当な場合。 ○開発工事の工程や施工計画により建築物の完了時まで公共施設整備ができないと認められる場合。
標準処理期間	7日
経由日数	なし
提出先	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当）
提出時期	随時（開発許可書交付後、建築確認申請前）
提出方法	建築等承認申請書及び工程表、理由書などの書類を添え、計画調整局開発調整部開発誘導課にご提出ください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当）
ホームページ	
備考	